

十日町市体育施設使用料一覧表

③ 個人使用

施設名	種類	個人使用料 (円)					
		一般	高校生	中学生	小学生	幼児	
A券 市総合体育館(トレーニング室を含む。) ※A券でB券の施設も利用することができます。	1回券 (1回の入場につき)	450	300	150	—	—	
	定期券	1か月券	3,600	2,400	1,200	—	—
		3か月券	7,200	4,800	2,400	—	—
		6か月券	10,800	7,200	3,600	—	—
		12か月券	15,800	10,800	5,400	—	—
B券 市総合体育館(トレーニング室を除く。) 武道館 川西総合体育館 中里体育館 松代総合体育館 松之山体育館	1回券 (1回の入場につき)	350	200	150	150	無料	
	定期券	1か月券	1,400	1,000	600		600
		3か月券	2,880	2,000	1,200		1,200
		6か月券	4,300	3,000	1,800		1,800
		12か月券	7,200	5,000	3,000		3,000
陸上競技場	1回券 (1回の入場につき)	200		100	100	無料	
	定期券	1か月券	1,000	500	500		
		3か月券	2,000	1,000	1,000		
		シーズン券	3,000	1,500	1,500		
吉田クロスカントリー 競技場	1回券 (1回の入場につき)	300		150	150	無料	
吉田ふれあいスポーツ センター	ゲートボール (1人1日につき)	350		150	150	無料	
	ゴルフ (1回50球につき)	600					
市民プール	1回券 (1回の入場につき)	350		200	200	100	
松之山プール	1回券 (1回の入場につき)	350		200	200	100	

- 1 定期券の有効期限の開始日は、その発行日からとする。
 - 2 利用が広域2市町(十日町市、津南町)外の者の場合の使用料は1.5倍とする。
 - 3 A券は総合体育館(トレーニング室を含む)のほか、川西総合体育館、中里体育館、松代総合体育館、松之山体育館及び武道館を利用することができる。
 - 4 B券は総合体育館(トレーニング室を除く)のほか、川西総合体育館、中里体育館、松代総合体育館、松之山体育館及び武道館を利用することができる。
 - 5 幼児の利用及び小学生のプールの利用については、高校生以上の者の同伴を必要とする。
 - 6 1回券は、入場1回限り有効とする。
- ※ 十日町市総合体育館のトレーニング室を利用する場合は初回到登録講習会の受講が必要です。